

森林整備事業施工写真管理基準

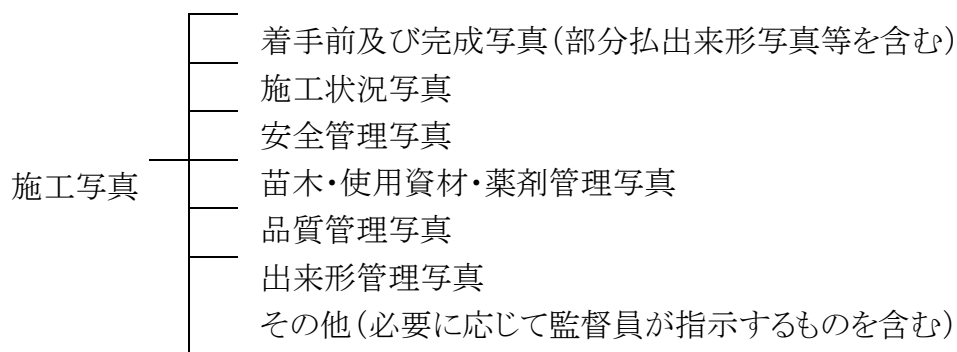
制定 平成20年9月16日 県有第 869号
一部改正 平成28年8月24日 県有第 654号
一部改正 令和4年2月25日 県有第1757号
一部改正 令和6年11月20日 県有第1057号
一部改正 令和7年4月1日 県有第 117号

(適用範囲)

1. この森林整備事業施工写真管理基準は、山梨県森林環境部が発注する森林整備事業における森林整備事業施工管理基準及び標準仕様書に定める施工写真の撮影に適用する。

(施工写真の分類)

2. 施工写真は、次のように分類する。



(撮影機材)

3. 原則として有効画素数 100 万画素以上のデジタルカメラを用いて撮影する。

(写真の色彩、印刷)

4. 写真はカラーとし、施工写真帳に用いる写真は、フルカラー300dpi 以上のプリンターにより、通常の使用条件のもとで少なくとも3年間程度は顕著な劣化が生じないインク・用紙を用いて印刷する。

(写真の大きさ)

5. 施工写真帳に用いる写真の大きさは、サービス判(83mm×117mm)を標準とする。
ただし、次の場合は別のサイズとすることができる。
 - (1) 着手前及び完成写真等でキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とする場合
 - (2) 監督員が別のサイズを指示した場合

(施工写真帳の大きさ)

6. 原則としてA4判を標準とし、綴りファイルへのとじ込みが可能となるように、2cm程度のとじしろ

余白を設けるものとする。

(施工写真帳等の提出部数)

7. 施工写真帳等の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 着手前及び完成写真(部分払い出来形写真等を含む)については、完成届又は部分完成届出時の添付書類として、1部提出するものとする。
- (2) その他の写真については、着手前及び完成写真とともに施工写真帳として整理し、検査時までには1部提出するものとする。
- (3) 施工写真帳とは別途に、施工写真帳に用いた写真を保存した電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)を検査時までには1部提出するものとする。
- (4) その他監督員の指示があった場合はその指示による。

(施工写真の整理方法)

8. 施工写真の整理方法は、次によるものとする。

- (1) 施工写真の整理については、作業全体の流れがわかるものを作成することとし、作業区分、撮影項目毎に分類し、作業の進捗に合わせて編集を行う。
- (2) 施工状況、安全管理、苗木・使用資材・薬剤管理、品質管理、出来形管理写真等はそれぞれ分類して整理する。
- (3) 施工写真帳には撮影箇所を明らかにした撮影位置図等を添付する。

(施工写真の撮影基準)

9. 施工写真の撮影は、以下の要領で行う。

- (1) 施工写真の撮影は、別表撮影基準一覧表に示すものを基準とする。
- (2) 撮影する写真には、原則として GPS データを記録する。
- (3) 着手前及び完成写真については、それぞれが容易に対比できるように同一の位置から撮影する。
- (4) 全景、近景、詳細写真の種類は、それぞれ次のとおりとする。
 - ア) 全景写真とは、施業地全体の実施状況が確認できる写真とし、施業区域外から撮影するものとする。
 - イ) 近景写真とは、施業地内の作業状況が確認できる写真とし、着手日及び完成日が明確になるよう小黒板を写しこむものとする。
 - ウ) 詳細写真とは、各作業の細部が明確に確認できる写真とし、数値基準がある場合は、設計に対する実施が確認できるように撮影するものとする。
- (5) 撮影にあたっては、次の項のうち必要な項目を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。ただし、全景写真についてはこの限りでない。
 - ① 事業名
 - ② 作業名
 - ③ 林小班名
 - ④ 着手日
 - ⑤ 完成日
 - ⑥ 設計数量及び使用数量 (苗木・使用資材・薬剤管理写真の場合)

⑦ 数値基準（仕様書等において定められている場合）

⑧ その他必要な項目（必要に応じて監督員が指示するものを含む）

なお、小黒板の判読が写真上で困難な場合は、写真帳の余白部分に必要な事項を記入してこれを補うものとする。

（6）数値基準がある場合は、幅、高さ、束等の出来形に赤白ポール、スケール等を正確にあて、写真上で数値判読が可能となるように撮影するものとする。

（7）特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を撮影するものとする。

（8）全景、近景写真に代えてドローンを用いた写真（オルソ画像を含む）を提出することも可とする。なお、オルソ画像を提出する場合は、当該オルソ画像作成に要したデータも提出すること。

（留意事項等）

10. 別表撮影基準一覧表の適用について、次の事項に留意するものとする。

（1）撮影内容等は標準を示したものであることから、作業内容により必要に応じて増減するものとする。

（2）作業完了後には不可視となる部分については、出来形が確認できる撮影時期を失わないように特に注意して撮影するものとする。

（3）撮影基準一覧表に記載のない事項については、監督員の承諾を得るものとする。

付 則

この管理基準は、平成20年10月1日から施行する。（制定）

この管理基準は、平成28年10月1日から適用する。

この管理基準は、令和4年3月1日から適用する。

この管理基準は、令和6年12月1日から適用する。

この管理基準は、令和7年4月1日から適用する。

(別表)

撮影基準一覧表

施工写真の分類	撮影時期	撮影内容	撮影枚数
着手前及び完成写真	着 手 前	施業地の全景写真及び近景写真	1施業地ごとに1枚
	完 成 後	着手前撮影と同一の地点における全景写真及び近景写真	1施業地ごとに1枚
施 工 状 況 写 真	作業前・中・後	工種ごとの代表的な部分における近景写真及び詳細写真 なお、次の事項を併せて留意する。 (地拵、植栽、下刈等の場合) 赤白ポールまたはスケール等による寸法表示ならびに確認状況 (作業路、鹿柵等の場合) 完成後に確認困難な部分の施工状況	各状況ごとに1枚
安 全 管 理 写 真	作 業 前 作 業 中	救急用具・安全旗・保安用具の装備状況 作業前のミーティング等状況	各内容ごとに1枚
苗木・使用資材・薬剤管理写真	使用前・後	現地搬入状況・製品規格・保管状況・使用数量(空袋) 確認状況	各品目ごとに1枚
品 質 管 理 写 真	作業前・中・後	品質管理のために行った措置がある場合は、その措置の状況 ただし、作業内容又は他の施工写真に代えることにより監督員が不要と認めた場合は省略できる。	各状況ごとに1枚
出来形管理写真	作業前・後	出来形管理(標準地)の状況 なお、次の事項を併せて留意する。 (植栽の場合) 苗木検収時の状況 (松くい虫防除の場合) 出来形管理に要する数量抽出時の状況 撮影に際し、各工種における仕様書等により指示された寸法等を、赤白ポール、スケール等により計測し、数値が確認出来る写真を撮影すること。	各標準地ごとに 1 枚
そ の 他		その他施業にあたり特記すべき事項及び監督員からの指示による写真	